



平成23年5月18日

愛知県知事 大村 秀章 殿

中部電力株式会社
代表取締役社長 水野 明久
社長執行役員

「西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価
方法書についての意見の概要と当社の見解」の送付について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は弊社の事業運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年3月10日に貴知事へ送付した「西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書」について、環境影響評価法第7条に基づき縦覧を行い、環境の保全の見地からの意見を有する者から意見をいただきました。

つきましては、環境影響評価法第9条及び電気事業法第46条の6第1項に基づき、提出いただいた意見の概要及びその意見に対する弊社の見解を取りまとめた書類を「西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書についての意見の概要と当社の見解」として送付しますので、よろしくご指導くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

送付書類 西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書
についての意見の概要と当社の見解



西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る
環境影響評価方法書についての
意見の概要と当社の見解

平成 23 年 5 月

中部電力株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する当社の見解	17

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成23年3月11日（金）

(2) 公告の方法

① 平成23年3月11日（金）付けで、下記の日刊新聞紙に「お知らせ」公告を掲載した。
(別紙1-1, 1-2 参照)

- ・朝日新聞（朝刊35面、名古屋本社版）
- ・毎日新聞（朝刊13面、愛知全県版）
- ・読売新聞（朝刊28面、愛知全県版）
- ・産経新聞（朝刊25面、東海版）
- ・日本経済新聞（朝刊42面、名古屋支社版）
- ・中日新聞（朝刊26面、愛知全県版）
- ・中部経済新聞（朝刊15面）

② 上記の公告に加え、平成23年3月10日（木）より当社ホームページに「お知らせ」を掲載した。
(別紙2 参照)

(3) 縦覧場所

関係市村庁舎8か所、当社事業場6か所の計14か所にて縦覧を実施した。

【関係市村庁舎】

- ・飛島村役場 すこやかセンター内 保健福祉課
- ・知多市役所 環境政策課
- ・名古屋市役所 地域環境対策課
- ・港区役所 情報コーナー
- ・港区役所 南陽支所
- ・常滑市役所 生活環境課
- ・東海市役所 生活環境課
- ・弥富市役所 環境課

【当社事業場】

- ・西名古屋火力発電所
- ・知多電力館
- ・本店
- ・港営業所
- ・常滑営業所
- ・緑営業所

(4) 縦覧期間

① 縦覧期間：平成 23 年 3 月 11 日（金）から平成 23 年 4 月 11 日（月）まで
（土曜日，日曜日，祝日は除く。）

② 縦覧時間：午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

なお，当社事業場においては，縦覧期間終了後の平成 23 年 4 月 25 日（月）まで閲覧可能とした。また，西名古屋火力発電所は，土曜日，日曜日，祝日も閲覧可能とし，知多電力館は，休館日（毎週月曜日（祝日の場合は翌日））以外を閲覧可能とした。

(5) 縦覧者数

総数：22 名（縦覧者名簿記載者数）

2. 方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成23年3月11日（金）から平成23年4月25日（月）まで

（縦覧期間及びその後2週間、郵送の受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

（別紙3参照）

① 縦覧場所にある意見箱への投函

② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は3通（意見の総数：74件）であった。

日刊新聞紙に掲載した公告

(朝日新聞, 毎日新聞, 読売新聞, 産経新聞, 日本経済新聞, 中日新聞)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「西名古屋火力発電所」プロジェクトに係る環境影響評価方法書を作成したため、次のとおり公告いたします。

平成三十三年三月一日

中部電力株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 水崎明久

【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地】

名称 中部電力株式会社

代表者 代表取締役社長 社長執行役員 水崎明久

所在地 愛知県名古屋市中区東新町一番地

【対象事業の名称、種類及び規模】

名称 西名古屋火力発電所プロジェクト

種類 ガスタービン及び火力(コンバインドサイクル)発電方式

規模 出力二二〇五キロワット級

【対象事業が実施されるべき区域】

愛知県海部郡飛島村東浜三丁目五番地、愛知県知多市北浜町一〇番地及び名古屋港港下の地中

【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】

海部郡飛島村、知多市、名古屋市、常滑市、東海市及び弥富市

【縦覧】

一、縦覧場所

【地方公共団体庁舎】飛島村役所すまやかセンター1内環境課(海部郡飛島村東浜三丁目四六番地)／知多市役所環境政策課(知多市緑町一番地)／名古屋市役所地域環境対策課(名古屋市中区三の丸三丁目一番一号)／港区役所情報センター(名古屋港区港区港町一丁目二番二〇号)／港区役所南陽支所(名古屋港区春田町三丁目一八〇番地)／常滑市役所生活環境課(常滑市新開町四丁目一番地)／東海市役所生活環境課(東海市中央町一丁目一番地)／弥富市役所環境課(弥富市前ヶ須町南本三丁目三五番地)

【支社事業場】本店(名古屋市中区東新町一番地)／西名古屋火力発電所(海部郡飛島村東浜三丁目五番地)／知多電力館(知多市北浜町二番地)／港営業所(名古屋港区岩知三丁目二六〇番地)／常滑営業所(常滑市古社二回番地八)／緑営業所(名古屋市長区大高町字東正地七番地)

二、縦覧期間

平成三十三年三月一日(金)から平成三十三年四月一日(月)まで(土曜日、日曜日、祝日は除く)。ただし、当社事業場においては、縦覧期間終了後の平成三十三年四月二十五日(月)までご覧いただけます。また、西名古屋火力発電所は、土曜日、日曜日、祝日もご覧いただくことができ、知多電力館は、休館日(土曜日、日曜日)の場合は翌日以外にご覧いただけます。

三、縦覧時間

午前九時から午後四時三〇分まで

四、意見書の提出

「環境影響評価方法書」について賛否の保全の見地から意見をもちたいの方は、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、または書簡にて郵送によりお寄せください。

五、意見書の記載事項

・氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者(氏名)及び主たる事業所の所在地)
・意見書の提出の対象である方法書の名称
・方法書についての賛否の保全の目地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください。)

六、意見書の提出期限

平成三十三年四月二十五日(月)まで(当日消印有効)

七、意見書の郵送先及びお問い合わせ先

〒四六六-18680

愛知県名古屋市中区東新町一番地

中部電力株式会社

環境課 立地本部 環境部 環境アセスグループ

T E L 〇五二一九七三二一三三七五

お問い合わせは、午前九時から午後五時までにお願いします。

※意見書に記載される個人情報等は、本件についてのみに使用し、それ以外の目的には開示いたしません。

日刊新聞紙に掲載した公告（中部経済新聞）

- お知らせ
 環境影響評価法に基づき、「西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。
 平成二十三年三月一日
- 中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 水野明久
- 【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地】
 名称 中部電力株式会社
 代表者 代表取締役社長 社長執行役員 水野明久
 所在地 愛知県名古屋市中区東新町一番地
- 【対象事業の名称、種類及び規模】
 名称 西名古屋火力発電所リフレッシュ計画
 種類 ガスタービン及び火力（コンバインドサイクル発電方式）
 規模 出力二二〇万キロワット級
- 【対象事業が実施されるべき区域】
 愛知県海部郡飛島村東浜三丁目五番地、愛知県知多市北浜町一〇番地一及び名古屋港海底下の地中
- 【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】
 海部郡飛島村、知多市、名古屋市、常滑市、東海市及び弥富市
- 【縦覧】
- 一、縦覧場所
 【地方公共団体庁舎】飛島村役場すこやかセンター内保健福祉課（海部郡飛島村松之郷三丁目四六番地の一）／知多市役所環境政策課（知多市緑町一番地）／名古屋市役所地域環境対策課（名古屋市中区三の丸三丁目一番二号）／港区役所情報コーナー（名古屋市港区港明二丁目二番二〇号）／港区役所南陽支所（名古屋市港区春田野三丁目一八〇番地）／常滑市役所生活環境課（常滑市新開町四丁目一番地）／東海市役所生活環境課（東海市中央町一丁目一番地）／弥富市役所環境課（弥富市前ヶ須町南本田三三五番地）
 【当社事業場】本店（名古屋市中区東新町一番地）／西名古屋火力発電所（海部郡飛島村東浜三丁目五番地）／知多電力館（知多市北浜町二三番地）／港営業所（名古屋市港区当知三丁目二六〇番地）／常滑営業所（常滑市古社二四番地八）／緑営業所（名古屋市中区大高町字東正地七二番地二）
- 二、縦覧期間
 平成二十三年三月一日（金）から平成二十三年四月一日（月）まで（土曜日、日曜日、祝日は除く）。ただし、当社事業場においては、縦覧期間終了後の平成二十三年四月二五日（月）までご覧いただけます。また、西名古屋火力発電所は、土曜日、日曜日、祝日もご覧いただくことができ、知多電力館は、休館日（毎週月曜日、祝日の場合は翌日）以外ご覧いただけます。
- 三、縦覧時間
 午前九時から午後四時三〇分まで
- 四、意見書の提出
 「環境影響評価方法書」について環境の保全の観点からご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、または書簡にて郵送によりお寄せください。
- 五、意見書の記載事項
 ・氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 ・意見書の提出の対象である方法書の名称
 ・方法書についての環境の保全の観点からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）」
- 六、意見書の提出期限
 平成二十三年四月二五日（月）まで（当日消印有効）
- 七、意見書の郵送先及びお問い合わせ先
 〒四六二-1186 愛知県名古屋市中区東新町一番地
 中部電力株式会社 環境・立地本部 環境部 環境アセスグループ
 TEL 〇五二一九七三二二三三五
 お問い合わせは、午前九時から午後五時までをお願いします。
- ※意見書に記載される個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

当社ホームページ記載内容



Press Release

西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書の 届出・送付および縦覧について

2011年3月10日

中部電力株式会社

2010年9月14日、当社は、西名古屋火力発電所1号～4号を廃止し、同構内に世界最高水準の高効率LNG 焚きコンバインドサイクル発電設備として西名古屋火力発電所7号系列を開発する計画（西名古屋火力発電所リフレッシュ計画）を決定いたしました。

(2010年9月14日公表済み)

本日、環境影響評価法および電気事業法に基づき、「西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書」（以下、方法書）を経済産業大臣に届け出るとともに、愛知県知事、飛島村長、知多市長、名古屋市長、常滑市長、東海市長および弥富市長に送付しましたので、お知らせします。

今回、届出・送付した方法書は、対象事業の概要、対象事業実施区域とその周辺の状況、環境影響評価の項目、調査、予測および評価の手法について記載したものです。

また、方法書につきましては、環境影響評価法に基づき、以下のとおり縦覧することとしており、方法書について環境保全の見地からご意見のある方は、当社に意見書をお寄せいただけます。

1 縦覧場所・期間・時間

- (1) 関係市村庁舎 8 か所、当社事業場 6 か所、計 14 か所
- (2) 2011 年 3 月 11 日（金）～2011 年 4 月 11 日（月）

なお、当社事業場においては、縦覧期間終了後の 2011 年 4 月 25 日（月）までご覧いただけます。

縦覧場所		縦覧時間	備考
関係市村 庁舎	飛島村役場 すこやかセンター内 保健福祉課	午前 9 時～ 午後 4 時 30 分	土曜日、日曜日、祝日は除きます。
	知多市役所 環境政策課		
	名古屋市役所 地域環境対策課		
	港区役所 情報コーナー		
	港区役所 南陽支所		
	常滑市役所 生活環境課		
	東海市役所 生活環境課		
弥富市役所 環境課			
当社 事業場	西名古屋火力発電所	午前 9 時～ 午後 4 時 30 分	土曜日、日曜日、祝日も平日と同様にご覧いただけます。
	知多電力館		休館日（毎週月曜日（祝日の場合は翌日））以外ご覧いただけます。
	本店		土曜日、日曜日、祝日は除きます。
	港営業所		
	常滑営業所		
	緑営業所		

2 意見書の提出期間

2011 年 3 月 11 日（金）～2011 年 4 月 25 日（月） （当日消印有効）

3 意見書の提出方法

- (1) 縦覧場所にある意見箱への投函
- (2) 当社への郵送による書面の提出

郵送先：〒461-8680

名古屋市東区東新町 1 番地

中部電力株式会社 環境・立地本部 環境部 環境アセスグループ

【参考】

西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書の概要および環境影響評価の手続きの流れ

1 西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書の概要

環境影響評価とは、環境に影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の着手前に、環境の現状を調査し、事業の環境への影響を予測および評価して、その結果に基づき適正な環境配慮について検討を行うものです。

方法書は、対象事業の概要、対象事業実施区域とその周辺の状況、環境影響評価の項目、調査、予測および評価の手法について記載したものです。

(1) 西名古屋火力発電所リフレッシュ計画の概要

- 発電所所在地【愛知県海部郡飛島村東浜3丁目5番地】
- 敷地面積【約41万m²】
- 新設計画

ユニット	7号系列
計画出力	220万kW級
発電方式	高効率コンバインドサイクル発電方式
熱効率	60%程度（低位発熱量基準）
使用燃料	液化天然ガス（LNG） （発電設備の一部については、軽油も使用できるよう計画）
着工予定	2014年度（平成26年度）
運転開始予定	2019年度（平成31年度）

(2) 対象事業実施区域およびその周囲の状況把握

環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価の手法を検討するに当たって必要と考えられる範囲を対象に、既存文献等により整理しました。

○自然的状況

大気環境、水環境、土壌および地盤、地形および地質、動植物、生態系、景観および人と自然との触れ合いの活動の場の状況について、整理しました。

○社会的状況

人口および産業、土地利用、海域等の利用、交通、学校・病院・住宅等の配置、下水道の整備および廃棄物の状況について、整理しました。

また、環境保全を目的とした法令等による指定地域、規制基準、施策についても内容を整理しました。

(3) 対象事業に係る環境影響評価の項目

省令に基づき、対象事業の特性と対象事業実施区域およびその周辺の地域特性を踏まえ、環境影響評価を行う項目を選定しました。

(4) 調査・予測の手法

発電所の建設工事および運転によって影響が予測される環境要素について、既存文献等の収集、整理および解析ならびに現地調査により現況を把握し、どの程度影響があるかを調べ、環境保全に対して配慮すべき事項を検討します。

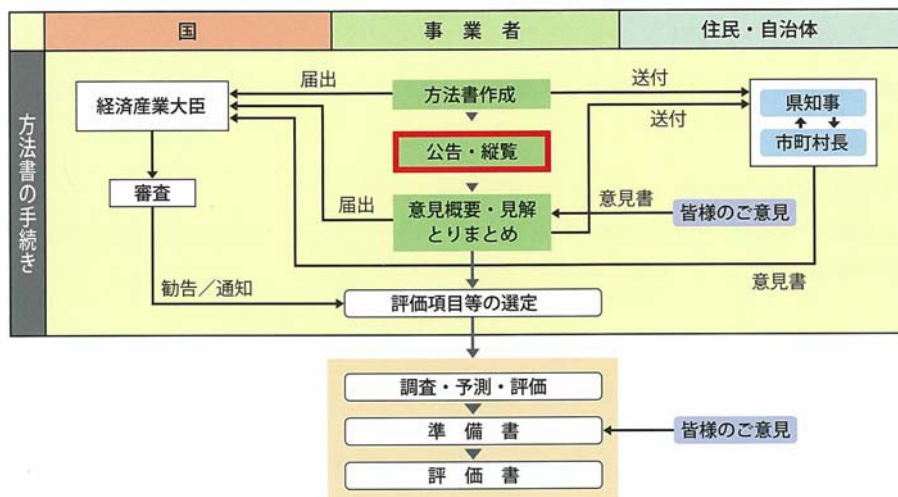
(5) 評価の手法

調査および予測の結果を踏まえ、環境影響が実行可能な範囲内で回避または低減されているか、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討、評価します。

また、国や自治体による環境基準や環境保全上の規制基準等の環境保全施策に対して整合が図られているかを検討、評価します。

2 環境影響評価の手続き

法律に基づく環境影響評価の手続きは次のとおりであり、今回の「方法書」の縦覧は赤枠で示した段階のものです。今後、皆様のご意見をお聞きした上で調査・予測・評価を行い、その結果を「準備書」として縦覧し、さらに「評価書」としてとりまとめることとなります。



別紙

西名古屋火力発電所リフレッシュ計画 環境影響評価方法書のあらまし

以上